官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

その他告示

○**内閣府告示第八十二号**

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき、非常災害対策本部を次のように設置したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年七月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　非常災害対策本部

（一）名　　称　令和八年熊本地震非常災害対策本部

（二）所管区域　令和八年熊本地震によって被災した都道府県

（三）設置場所　東京都（総理大臣官邸）

（四）設置期間　令和八年七月二十八日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間